

八王子市介護保険給付制限の取り扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第66条、法第67条、法第68条、法第69条の規定に基づく保険給付の制限（以下「給付制限」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(市の責務)

第2条 市は、被保険者が不利益を被ることのないよう、保険料の納付勧奨に努めるとともに、保険料滞納者に係る給付制限について周知を図るものとする。

(保険料滞納者に係る支払方法の変更)

第3条 市長は、法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）から要支援・要介護認定（以下「要介護認定等」という。）申請があったときは、直ちに当該被保険者に係る保険料の納付について調査し、当該申請に係る認定をしようとする日において納期限から1年が経過した滞納保険料があった場合、法第66条及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第101条の規定に基づき、あらかじめ当該第1号被保険者に介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書（様式1）を交付するものとする。

2 市長は、前項の通知書を交付する際、相当の期間（以下「弁明書提出期限」という。）を定め、当該被保険者に対して弁明書（様式2）の提出を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、口頭による弁明ができるものとする。この場合、聴取する職員が弁明調書（様式3）を作成するものとする。

3 前項で定める弁明書提出期限は、予告通知書が到達した日から14日間とする。

4 市長は、第2項の規定による弁明書について相当な理由があると認める場合は、要介護認定等の通知の際に第1号被保険者に弁明書審査結果通知（容認）（様式4）を交付するものとし、弁明書提出期限内に弁明書の提出がなかった場合又は弁明書について相当な理由がないと認める場合は、介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）通知書（様式5）及び弁明書審査結果通知（却下）（様式6）並びに支払方法の変更を記載（以下「支払方法変更の記載」という。）した被保険者証を交付するものとする。

5 前項に規定する支払方法変更の記載の対象となる第1号被保険者については、認定有効期間の延長を行わないことができる。

6 支払方法の変更の適用の開始日は、原則として要介護認定等が行われる日の属する月の翌月の初日とする。

7 支払方法の変更の処分を受けている者が当該処分を終了しようとする場合は、介護保険給付制限終了申請書（様式7）を市長に提出するものとする。

8 市長は、前項の規定による申請をした者が、法第66条第3項に掲げる事由に該当する

と認めた場合は、支払方法の変更の処分の終了を決定し、介護保険給付制限終了通知書（様式8）と支払方法変更の記載を抹消した被保険者証を交付するものとし、事由に該当しないと認める場合は、介護保険給付制限終了申請却下通知書（様式9）を交付するものとする。ただし、市長は、同項に該当することが市の保有する台帳等で確認できた場合は、前項の規定にかかわらず、被保険者証から支払方法変更の記載を削除できるものとする。

9 支払方法の変更の終了は、被保険者証から支払方法の変更の記載を抹消した日の属する月の翌月の初日から効力を生じる。

10 被保険者の同意がある場合は、その契約している居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者又は介護保険施設等に当該措置の内容を通知することができる。これは「支払方法変更（償還払い化）の開始について」（様式10）及び「支払方法変更（償還払い化）の終了について」（様式11）により通知するものとする。

11 前項の規定の同意は、要介護認定等申請書（様式12）の同意欄に記入があるものの他、任意の様式であっても、書面により、その意向が示されているものであれば差し支えない。

（保険給付の支払一時差止）

第4条 市長は、被保険者証に支払方法の変更の記載を受けている第1号被保険者からの償還払いの給付申請があったときは、直ちに当該被保険者に係る保険料の納付状況について調査し、当該申請のあった日において納期限から1年6か月が経過する滞納保険料があった場合、介護保険給付の一時差止通知書（様式13）を交付する。

2 市長は、第1項に規定する通知書を交付したとき、直ちに当該被保険者に対し滞納保険料の納付について催告を行うものとする。

3 市長は、前項の催告にもかかわらず第1号被保険者が滞納保険料を納付しない場合は、介護保険滞納保険料控除通知書（様式第14号）を交付し、当該一時差止に係る保険給付の額から滞納保険料を控除するものとする。

4 市長は、一時差止に係る保険給付の額から滞納保険料を控除したときは、介護保険給付制限終了通知書（様式8）と支払方法の記載を抹消した被保険者証を交付するものとする。

5 第3条第9項の規定は、保険給付の一時差止の終了の発効日について準用する。

（保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例）

第5条 市長は、第1号被保険者から要介護認定等の申請があったときは、直ちに当該被保険者に係る保険料徴収権消滅期間について調査し、当該申請に係る認定がされる日を基準として法施行令第33条及び第34条並びに法施行規則第111条の規定に基づき算出した給付額減額期間が1ヶ月以上あった場合は、要介護認定等の通知の際に介護保険給付額減額通知書（様式第15号）と、給付額減額等の記載をした被保険者証を交付する。

2 第3条第6項の規定は、給付額減額等の適用の開始日について準用する。

3 給付額減額等の処分を受けている第1号被保険者が、当該処分を終了しようとする場合は、介護保険給付制限終了申請書（様式7）を市長に提出するものとする。

4 市長は前項の規定による申請をした者が、法第69条第1項及び第2項に掲げる事由に該当すると認めた場合には、給付額減額終了を決定し、介護保険給付制限終了通知書（様式8）と給付額減額等の記載を抹消した被保険者証を交付し、申請をした者が同項に掲げる事由に該当しないと認める場合は、介護保険給付制限申請却下通知書（様式9）を交付するものとする。

5 第3条第9項の規定は、給付額減額等の処分の終了の発効日について準用する。

（措置が行われない又は終了される特別の事情及び確認基準）

第6条 給付制限の措置が（1）行われない特別の事情及び（2）中止される特別の事情は別表1、特別の事情の確認基準は別表2のとおりとする。

（様式）

第7条 この要綱に規定する様式は、次のとおりとする。

(1) 介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書（様式1）

(2) 弁明書（様式2）

(3) 弁明調書（様式3）

(4) 弁明審査結果通知書（容認）（様式4）

(5) 介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）通知書（様式5）

(6) 弁明審査結果通知書（却下）（様式6）

(7) 介護保険給付制限終了申請書（様式7）

(8) 介護保険給付制限終了通知書（様式8）

(9) 介護保険給付制限終了申請却下通知書（様式9）

(10) 支払方法変更（償還払い化）の開始について（様式10）

(11) 支払方法変更（償還払い化）の終了について（様式11）

(12) 要介護認定等申請書（様式12）

(13) 介護保険給付の一時差止通知書（様式13）

(14) 介護保険滞納保険料控除通知書（様式14）

(15) 介護保険給付額減額通知書（様式15）

（補足）

第8条 この要綱に定めるものを除くほか必要な事項は、別に定める。

（附則）

第9条 この要綱は、平成13年11月1日から施行する。